

(第3種郵便物認可)

コーポレートガバナンス



第一芙蓉法律事務所
弁護士 木下 潮音

労働基準法改正

2010年4月1日から改正労働基準法が施行される。今回の改正は、大きく二つの点であり、第一は時間外労働が長く間違つて割増賃金率を上昇させる制度を新設したことであり、第二は労使協定の締結により有給休暇の時間単位取得を可能とする制度を導入したことである。このうち、企業にとって重要なのは時間外労働の時間数に応じて割増賃金率が上昇する制度が実施されることである。従来、時間外労働に対する割増賃金率は25%以下であるが、1ヶ月60時間を超える時間外労働に対しても、夜10時から朝5時までの労働には50%の割増賃金の支払いが必要となる(改正労

上りすることが法定され

ていたが(労基法37条、

1ヶ月または1年の時間

外労働時間がいかに長時

間とあってもその率を上

昇させることは求められ

ていなかつた。たとえ

ば、1ヶ月に100時間

の長時間労働を行わせて

いる場合でも、100時間×125

%の賃金額で支払いは足

りたのである。

ところが4月1日から

は1ヶ月45時間以内の時

間外労働に対しては従来

の労働時間数に応じて割増

賃金率が上昇する制度が

実施されることである。

従来、時間外労働に対

して割増賃金率は25%以

上りすることが法定され

ていたが(労基法37条、

1ヶ月または1年の時間

外労働時間がいかに長時

間とあってもその率を上

昇させることは求められ

ていなかつた。たとえ

ば、1ヶ月に100時間

の長時間労働を行わせて

いる場合でも、100時間×125

%の賃金額で支払いは足

りたのである。

ところが4月1日から

は1ヶ月45時間以内の時

間外労働に対しては従来

の労働時間数に応じて割増

賃金率が上昇する制度が

実施されることである。

従来、時間外労働に対

して割増賃金率は25%以

上りすることが法定され

ていたが(労基法37条、

1ヶ月または1年の時間

外労働時間がいかに長時

間とあってもその率を上

昇させることは求められ

ていなかつた。たとえ

ば、1ヶ月に100時間

の長時間労働を行わせて

いる場合でも、100時間×125

%の賃金額で支払いは足

りたのである。

企業の雇用リスクマネジメント

22

基法37条1項但書、な

お同法153条に定める

中小企業に該当する企業

には適用が猶予され

れる。

これらの割増賃金率を

適用すると次のようだ割

増賃金の支払いが必要に

なる。

また、1ヶ月45時間か

ら60時間までの時間外労

働に対しては、労使が25

%から50%の間で割増賃

金率を協定して適用する

労使義務が課せられるこ

となる(改正労基法36

条)。

さらに年間360時間

を超える時間外労働につ

いても同様である。

60時間以上の時間外労

働を行わせている企業で

は、1ヶ月間に時間外労

働に対して3通りの割増

賃金率が適用されること

になる。また、夜10時か

ら朝5時までの労働には

深夜割増賃金25%の支

し

いが必要である。

改めて職場の効率化を

進めて長時間労働を防止

する取り組みを行うこと

が最善の労基法改正対応

となるのである。

効率化で長時間労働防止を